

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	300円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
民事訴訟	通常訴訟	8		10	5	5				5	5	6000円	<p>※当事者1名増すごとに1,220円2組(合計2,440円)追加(内訳 500円4枚、110円4枚)</p> <p>※◎「現金納付・電子納付について」 できる限り現金納付・電子納付の方法によっていただくよう、ご協力をお願いします。訴状を郵送する場合には、後日、裁判所から、郵便料の納付に必要な書類を送付します。訴状を窓口を持参する場合には、訴状に押した認め印と、原告名義の預金通帳を持参してください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。</p>
民事調停	民事調停	4			8					5	10	3000円	<p>※当事者1名増すごとに1,500円分を1組追加(内訳 500円2枚、100円4枚、10円10枚)</p> <p>※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照</p>
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)											0円	<p>【先行事件がない場合】 請求債権額が 2000万円未満 60万円 2000万円以上5000万円未満 100万円 5000万円以上1億円未満 150万円 1億円以上 200万円</p> <p>【二重開始事件※】 20万円 ※申立て物件が、先行している事件に全て含まれている場合のみ</p> <p>・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。</p> <p>・Pay-easy(「ペイジー」=ATM, インターネットバンキング等)を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。)</p> <p>・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくこともあります。</p>
	担保不動産競売申立て (越谷支部に申し立てる場合)											0円	<p>【先行事件がない場合】 請求債権額が 2000万円未満 60万円 2000万円以上 80万円</p> <p>【二重開始事件※】 20万円 ※申立て物件が、先行している事件に全て含まれている場合のみ</p> <p>・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。</p> <p>・Pay-easy(「ペイジー」=ATM, インターネットバンキング等)を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。)</p> <p>・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくこともあります。</p>
	担保不動産競売申立て (川越支部に申し立てる場合)												0円

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	300円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事執行	担保不動産競売申立て (熊谷支部に申し立てる場合)									0円	<p>【先行事件がない場合】 請求債権額が</p> <p>2000万円未満 60万円</p> <p>2000万円以上5000万円未満 100万円</p> <p>5000万円以上1億円未満 150万円</p> <p>1億円以上 200万円</p> <p>【二重開始事件※】 20万円 ※申立て物件が、先行している事件に全て含まれている場合のみ</p>	<p>・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。</p> <p>・Pay-easy(「ペイジー」=ATM、インターネットバンキング等)を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。)</p> <p>・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくことがあります。</p>
	強制競売申立て									0円	担保不動産競売申立てに同じ	
	債務名義に基づく債権差押え	5		10		5		5	5	4000円		<p>・債務者が1名増えるごとに1290円(500円2枚、100円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。</p> <p>・第三債務者(陳述催告あり)が1名増えるごとに1990円(500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加する。</p> <p>・第三債務者(陳述催告なし)が1名増えるごとに1290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。</p>
	養育費等に基づく債権差押え	5		10		5		5	5	4000円		<p>・債務者が1名増えるごとに1290円(500円2枚、100円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。</p> <p>・第三債務者(陳述催告あり)が1名増えるごとに1990円(500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加する。</p> <p>・第三債務者(陳述催告なし)が1名増えるごとに1290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。</p>
	債権転付命令	4		5						2550円		・債権差押え申立てと同時に申立ての場合は不要
	財産開示	8		14	5	6		5	6	6500円	6500円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	
	情報取得(預貯金等)									0円	5000円	・金融機関(第三者)が1社増えるごとに4000円を加算する。
	情報取得(不動産)									0円	6000円	
情報取得(給与)									0円	6000円	・第三者が増えるごとに2000円を加算する。	
保全	債権仮差押	5	1	2	4	2	2	1	3620円		<p>・債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。</p> <p>・第三債務者が1名増えるごとに2290円(500円3枚、300円1枚、110円1枚、100円2枚、50円2枚、40円2枚)を追加する。</p>	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	5	1	2	4	2	2	1	3620円		<p>・債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。</p> <p>・登記嘱託先が1か所増えるごとに1550円(500円2枚、300円1枚、110円1枚、50円2枚、40円1枚)を追加する。</p>	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4			4			2	2440円		・債権者及び債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。	
	仮地位仮処分等(要審尋事件)	5			10	5		10	10	4050円		
	保全異議	5			10	5		10	10	4050円		
	保全取消	5			10	5		10	10	4050円		
	起訴命令	2		1	2			1	1330円		・債権者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。	
	担保取消(1項・事止み)	2		1	2			1	1330円		・被申立人が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。	
担保取消(2項・同意)	2		1	2			1	1330円		・即時抗告権放棄書がある場合は、左記の予納額ではなく、220円(110円×2枚)となる。さらに受書もある場合、110円1枚のみとなる。		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	300円	110円	100円	50円	40円	20円				10円
保全	担保取消(3項・権利行使催告)	4		1	4			2		2550円		・被申立人が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。
	取下げ (不動産仮差押、同処分禁止)	2		1		2	2			1290円		・債務者が1名増えるごとに110円1枚を追加する。 ・登記嘱託先が1か所増えるごとに1180円(500円2枚、50円2枚、40円2枚)を追加する。
	取下げ(債権仮差押え)			2						220円		・債務者及び第三債務者が1名増えるごとに110円1枚を追加する。
保護命令	保護命令	4			15	2			15	3750円		
労働審判	労働審判	4			13	6		14	12	4000円	4000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに4,000円追加(内訳は左記のとおり) ※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照
借地非訟	土地賃借権譲渡許可申立、借地条件変更申立、増改築許可申立、競売に伴う土地賃借権譲受許可申立、建物及び土地賃借権譲受等申立(介入権申立)など	8		25					25	7000円		相手方が1名増えるごとに2650円(500円4枚、110円5枚、10円10枚)を追加する。
商事非訟	特別清算申立、清算人選任申立、一時職務代行者(仮取締役)選任申立、株主総会招集許可申立、株主総会検査役選任申立、株式売買価格決定申立、株式買取価格決定申立、株式取得価格決定申立、所在不明株主の株式売却許可申立など	4		25					25	5000円		
	端数相当株式任意売却許可申立、債務弁済許可申立、帳簿資料保存者選任申立			10						1100円		
民事非訟	共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件~特定不能土地管理命令申立、共有物の管理申立、所在等不明共有者の持分の取得申立、所在等不明共有者の持分の譲渡権限の付与申立、所有者不明土地管理命令申立、所有者不明建物管理命令申立、管理不全土地管理命令申立、管理不全建物管理命令申立	10		40					40	9800円		相手方が1名増えるごとに2650円(500円4枚、110円5枚、10円10枚)を追加する。
	清算人選任申立(会社法の適用がない法人)など	4		25					25	5000円		

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1,500円	880円 + 110円×債権者数	110円×8 110円×債権者数	11,859円	申立人宛て封筒×3及び債権者宛て封筒を用意し、いずれも、左記郵便切手110円を貼付してください。
	代理人申立て		330円 + 110円×債権者数	110円×3 110円×債権者数		
管財	個人	1,500円	1.債権者50名未満 3,000円 + 110円×債権者数	1.債権者50名未満の場合 110円×25 10円×25 110円×債権者数	15,499円	申立人宛て封筒×4及び債権者宛て封筒を用意し、債権者宛て封筒のみ、左記郵便切手110円を貼付してください。
	法人	1,000円	2.債権者50名以上 6,000円 + 110円×債権者数	2.債権者50名以上の場合 110円×50 10円×50 110円×債権者数	14,786円	
	債権者申立て	20,000円	8,440円 + 110円×債権者数	500円×4 110円×54 10円×50 110円×債権者数	予納金から支出するため、別途納付は不要。	
	免責許可の申立て(単独で免責許可を申し立てる場合)	500円	330円 + 110円×債権者数	110円×3 110円×債権者数	7,860円	申立人宛て封筒×3及び債権者宛て封筒を用意し、いずれも、左記郵便切手110円を貼付してください。

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10000円	1,850円 + 110円×債権者数	110円×15 10円×20 110円×債権者数	13,744円	申立人宛て封筒×6及び債権者宛て封筒を用意し、債権者宛て封筒のみ、左記郵便切手110円を貼付してください。
通常再生			6,000円	110円×50 10円×50	予納金から支出するため、別途納付は不要。	申立人宛て封筒×10を用意してください(切手貼付は不要です。)